

青森県報

第三百九十三号

令和三年
十二月一日
(水曜日)

目次

○ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定の辞退……………(障害福祉課) ……一

○ 保安林皆伐許容面積の限度……………(林政課) ……一

公 告

○ 建設業者の許可の取消し……………(東青地域) ……四

○ 右 同……………(同) ……四

○ 右 同……………(三八地域) ……四

○ 右 同……………(同) ……四

○ 右 同……………(上北地域) ……五

○ 令和三年七月二日定例出先機関及び令和三年八月十三日定例出先機関中……………(上北地域) ……五

正 誤

告 示

青森県告示第八百四号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第

百二十三号)第六十五条の規定により、次の指定自立支援医療機関(育成医療及び更生医療)がその指定を辞退したため、同法第六十九条第三号の規定により公示する。

令和三年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

名 称	所 在 地	指定辞退年月日
ニチイケアセンター弘前訪問看護ステーション	弘前市大字城東中央五丁目四の一D-1階	令和三年十二月一日

青森県告示第八百五号

森林法施行令(昭和二十六年政令第二百七十六号)第四条の二第三項の規定により、令和三年度保安林皆伐許容面積の限度を次のとおり公表する。

令和三年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

皆伐許容面積限度を定める単位区域又は森林の集団の所在	保 安 林 種	皆伐許容面積限度(ヘクタール)
中村川(笹内川)	水源かん養保安林	一、三七六・七五
岩木川下流	〃	四八二・四一
岩木川上流	〃	九四九・二三
平川	〃	五六七・三七
浅瀬石川	〃	四八七・八四
今別川(蟹田川)	〃	一、〇一二・一二
青森地区	〃	八二三・三三

上北地区	下北西部	下北東部	青森地区	今別川 蟹田川	浅瀬石川	平川	岩木川上流	岩木川下流	中村川 笹内川	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川	上北地区	下北西部	下北東部
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	土砂流出防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
一〇一・一四	二四・三四	一四七・五四	一七四・四八	一三・九一	七七・八四	四一・八六	一〇・七〇	二六九・三〇	一五七・〇〇	一五二・八〇	八〇五・七五	四二八・〇五	五七七・〇二	一一六・七六	八七八・三一	一、〇九二・〇九

西津軽郡深浦町	西津軽郡鰺ヶ沢町	八戸市	上北郡おいらせ町	三沢市	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	下北郡東通村	五所川原市	つがる市	新井田川	馬淵川下流	奥入瀬川	七戸川
〃	防風保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	飛砂防備保安林	〃	〃	〃	〃
二・八四	三・七〇	〇・九六	四・七〇	二四・八五	二一・三八	九・七二	五・四四	〇・三〇	〇・二〇	一六・〇〇	五・七八	一・六四	〇・八六	七四・七一	八一・〇五	〇・六二

東津軽郡外ヶ浜町	北津軽郡中泊町	上北郡おいらせ町	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡横浜町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	むつ市	下北郡東通村	弘前市	北津軽郡中泊町	北津軽郡鶴田町	五所川原市	つがる市
〃	千害防備保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
〇・〇八	二・四〇	〇・〇四	四・三〇	〇・四八	〇・九六	〇・六四	八・三六	三五・〇〇	〇・五〇	四・一〇	一三・七八	〇・二六	〇・〇二	三・二六	一五・一四	二二・八八

公 告

南部地区	津軽地区	三戸郡南部町	三戸郡三戸町	三戸郡階上町	八戸市	三沢市	十和田市	上北郡七戸町	上北郡東北町	上北郡六ヶ所村	上北郡野辺地町	下北郡大間町	むつ市	東津軽郡平内町	青森市
〃	保健保安林	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
八八・七七	一五九・一四	八・六二	九・三二	三・七一	一・〇〇	三・二四	〇・五五	二・九六	〇・三六	四八・二八	〇・九八	三・六〇	三二・〇〇	一〇五・九八	一・七四

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社アサヒケン
- 二 代表者の氏名 篠崎榮子
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字石江字岡部七六の一
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一）第六六七一号
- 五 取消年月日 令和三年十月二十六日
- 六 取消しに係る建設業の許可 建築工事業及びタイル・れんが・ブロック工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和三年九月三十日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 鶴谷建築
- 二 氏名 鶴谷多加志
- 三 主たる営業所の所在地 青森市大字後潟字大原四四
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一）第一〇〇二八一号

五 取消年月日 令和三年十一月十六日

六 取消しに係る建設業の許可

建築工事業及び大工工事業に係る一般建設業の許可

七 取消しの原因となった事実

令和三年九月二十七日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社カワイ産業
- 二 代表者の氏名 川井とも子
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館一丁目二の二一ウエスタンビル二F
- 四 許可番号 青森県知事許可（般一）第三〇〇五〇六号
- 五 取消年月日 令和三年十一月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可 管工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実 令和三年四月五日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社カワイ産業
- 二 代表者の氏名 川井とも子
- 三 主たる営業所の所在地 八戸市沼館一丁目二の二一ウエスタンビル2F
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一ニ八)第三〇〇五〇六号
- 五 取消年月日 令和三年十一月二日
- 六 取消しに係る建設業の許可
建築工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和三年四月五日前記建設業者が破産手続開始の決定により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

令和三年十二月一日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 商号又は名称 株式会社市川建設
- 二 代表者の氏名 市川英一郎
- 三 主たる営業所の所在地 上北郡東北町大字大浦字館野三〇
- 四 許可番号 青森県知事許可(般一三〇)五〇〇三七一号
- 五 取消年月日 令和三年十月二十九日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、舗装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事実
令和三年十月一日前記建設業者が合併又は破産手続開始の決定以外の事由により解散したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第五号の規定に該当する。

正

誤

上北地域県民局

令和三・七・二 第三二九号	出先機関	区 分	ページ	段	行	誤
令和三・八・三 第三四六号	出先機関	六	上	二六	上北地域県民局告示第十号	正
						上北地域県民局告示第三号

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一
号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第二間屋町三丁目一
番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価 小口一枚二付十五円